

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 173)

住所 〒		第 号
		平成 年 月 日
氏名		殿

税務署長
財務事務官

④

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に
対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書**

貴殿は、所得税法施行令第323条に規定する要件に該当しないこととなったものと認められますから、通知します。

なお、平成 年 月 日に交付した証明書 第 号は、この通知があった日以後はその効力がありませんから遅滞なく当署に返還してください。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。

15. XX改正

(源1430-2)

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 168)

所在地		第 号
		平成 年 月 日
名称		
代表者 氏名		殿

税務署長
財務事務官

④

**芸能法人等の報酬又は料金に対する源泉徴収の
免除証明書の失効通知書**

貴社(殿)は、所得税法施行令第301条又は第323条に規定する要件に該当しないこととなったものと認められますから、通知します。

なお、平成 年 月 日に交付した証明書 第 号は、この通知があった日以後はその効力がありませんから遅滞なく当署に返還してください。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。

13-07

(源1430-2)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 173)

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に
対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書**

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」(源1430-2)(以下「通知書」という。)は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
(削 除)	
本文の「平成 年 月 日に交付した証明書 第 号」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付年月日及び証明書番号を記載する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 168)

芸能法人等の報酬又は料金に対する源泉徴収の免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「芸能法人等の報酬又は料金に対する源泉徴収の免除証明書の失効通知書」(源1430-2)(以下「通知書」という。)は、芸能法人等の報酬又は料金に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
貴 社 (殿)	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「平成 年 月 日に交付した証明書 第 号」の空白欄	芸能法人等の報酬又は料金に対する源泉徴収の免除証明書の交付年月日及び証明書番号を記載する。